

16年5月号外

発行 全胆振教職員組合

給料発令通知書、これって何?

「給料発令通知書」を受け取ったことと思います。「これって何?」「給料が上がるの?下がるの?」という声が聞かれました。全教いぶりの執行委員会でも「よく分からない」という声があり、事務職員でも「???」という方もいるようですので、号外として解説します。

給料発令通知書									
次のとは	おり発令し	たのて		通知年月日 H28.4.11					
所 属			身 分 ・ 職 名		氏	氏 名			
苫小牧市立○○中学校			公立学校教員		(00	(00000)			
4151									
発 令	給料表		発 令 内 容		次 期 昇 給 予 定				
年月日		発	令 事 由	給 料	年 月	次期昇給予定			
H28.4.1	教育職	平成	18 年改正条例付						
		則の	規定による給料	4,800 円					
H28.4.1	教育職	平成	27 年改正条例付						
		則の	規定による給料	6,000 円					

金額は差額分を表しています。

2種類(平成 27 年、18 年)の金額のあるもの、1種類(平成 27 年)のもの、また全く通知書をもらっていない、という3種類の方がいらっしゃると思います。これらの金額は、現在もらっている差額を表しています。それぞれについて詳しく説明していきます。

まず、「平成27年4月1日」と書かれた内容について説明しましょう。

昨年8月に人事院は「特に低い12県に合わせる」ため、「俸給表の水準を平均2%引き下げる」(初任層は引き下げなし)という**『給与の総合的見直し』**を勧告しました。(高齢層は4%)しかし、組合との交渉の結果、「3年間の経過措置」が設けられました。「給料表は引き下げられたけれど、今までの給料と比較して下がってしまった分を補填しますよ」という金額が書かれているのが、今回の通知書なのです。でも、この差額分(「現給保障」と言います)は3年間の期限付きです。ですから、平成30年までに減額分まで上がらなければ、結果的に減額されたものが手取りとなります。(下図)こちらは、およそ30歳以上の方が対象となるようです。

27 年度	H27.3.31 月額 409,500 円
	H27.4.1 月額 403,500 円 ← 6,000 円保障→
28 年度	H27.3.31 月額 409,500 円
	H28.1. 1 月額 405,000 円 ← 4,500 円保障→
29 年度	H27.3.31 月額 409,500 円
	H27.4. 1 月額 406,500 円 ←3,000 円保障→
30 年度	
	H28.1.1 月額 408,000 円
	四从四种南北 一种红色 300 四次 4 300 四次 4 300

現給保障廃止 差額 1,500 円あるが保障されない

次に、「平成 18 年改正~」と書かれた内容についてですが、こちらも上記と似た内容になっています。

8年前の平成 18年にも、「民間賃金水準が最も低い地域に(給料表)を合わせ」るとして、平均で 4.8%の引下げが実施されています。その際、年功的に上昇する給与を抑制するとして、若年層については引下げを行わず、中高齢層の俸給水準を 7%引き下げて、全体では平均 4.8%引き下げられました。ただし、こちらも給料月額が引き下げられた分を現給保障するため、これまで引き下げられた分については「給料の調整額」として新給料月額に上乗せして支給されてきました。この現給保障も 3年間で 1/3 ずつ引き下げられることになってしまいました。これが、「平成 18年~」の内容です。こちらは、大きく給料を減額された主に 55歳以上の方々が対象となるようです。

差額分は毎年下がり、終いにはゼロに…

まず知っておいていただきたいのは、給料は平成 18年と 27年に2度減額されたということです。差額を満額もらっても、これ以前の給料と同額にしかなりません。しかも差額は毎年減額されていき、差額支給から3年後(今年から2年後)にはゼロになってしまいます。もしそれまでに昇給額が3年前の給料に追いついていなければ、結果的に減額された給料をもらうことになるのです。筆者の例で、昨年と今年の差額を比べると

	H27.4.9	H28.4.11	減額幅
平成 18 年度改正条例付則の規定による給料	13,621 円	9,081 円	▼ 4,540 円
平成 27 年度改正条例付則の規定による給料	12,300 円	10,900 円	▼ 1,470 円

合計で「6,010円」も給料が下がったということになります。

毎年、教職員の仕事は忙しくなる一方です。それなのに、給料は引き下げられるばかりです。組合では毎年人勧期や人事委員会勧告の時期、給与が決定される1~2月の定例道議会の時期に交渉を行っています。その中で、たった3年間ではありますが「現給保障」という形でこれまでの給料月額を守っています。しかし、組合自体の組織数が減る中で国や北海道からの「公務員の給料を下げろ」という攻撃が強まっています。みなさんの力が必要です。教職員の給料が減ることで、良い先生が集まらないようなことがあっては、子ども達の教育自体も貧弱なものになっていきます。教職員は最も大切な教育環境です。私たちと一緒に堂々と「給料を上げろ」と声を上げようではありませんか。

【資料】

〇北海道教育委員会広報より

1 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年北海道条例第2号。以下「道職員改正条例」という。) 附則第4項から第6項まで、北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(中略) 附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員に対しては、**給料発令通知書又はこれに代わる文書により、当該給料の類を通知する**ものとする。

○平成 27 年改正条例附則の規定による給料に関する規則 平成27年3月27日

規則第1号

第3条 (略)その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額((略)55歳に達した月後における最初の4月1日(略)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を、平成27年改正条例附則第3項の規定による給料として支給する。

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。
- ○平成 18 年改正給与条例附則第 5 項から第 7 項までの 規定による給料に関する規則

第4条 (略)その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの(略)には、 その差額に担当する額から平成18年改正給与条例附則第5項の規定の例により減じた額を、平成18年改正給与条例附 則第6項の規定による給料として支給する。

(1) (略)当該算定した額に相当する額に100分の99.09を乗じて得た額とし、(略)それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

